

Q 1 どんな人が対象ですか？

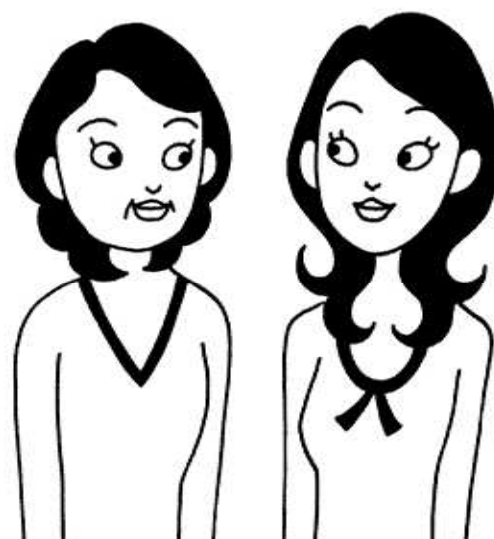
A 1 この事業は、国（厚生労働省）の補助事業として行う（経済危機対策の子育て支援の一環として、女性特有のがん検診受診率向上策のために実施する）もので、国の基準で対象者が決められています。

各がん検診の対象となる年齢で、特定の年齢（5歳刻み）に該当する方に受診勧奨することで、函館市が行っているがん検診の受診を促すために実施されるものです。

対象となるのは、平成23年4月20日時点で市内に住所を有する女性の方で、平成22年4月2日から平成23年4月1日までの間に、

乳がん検診では、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳となった方、

子宮頸がん検診では、20歳、25歳、30歳、35歳、40歳となった方が対象です。



生年月日では

乳がん検診	40歳	昭和45('70)年4月2日 ~ 昭和46('71)4月1日
	45歳	昭和40('65)年4月2日 ~ 昭和41('66)4月1日
	50歳	昭和35('60)年4月2日 ~ 昭和36('61)4月1日
	55歳	昭和30('55)年4月2日 ~ 昭和31('56)4月1日
	60歳	昭和25('50)年4月2日 ~ 昭和26('51)4月1日
子宮頸がん検診	20歳	平成2('90)年4月2日 ~ 平成3('91)4月1日
	25歳	昭和60('85)年4月2日 ~ 昭和61('86)4月1日
	30歳	昭和55('80)年4月2日 ~ 昭和56('81)4月1日
	35歳	昭和50('75)年4月2日 ~ 昭和51('76)4月1日
	40歳	昭和45('70)年4月2日 ~ 昭和46('71)4月1日

Q 2 なぜ、乳がん検診と子宮頸がん検診のみを対象としているのですか。

A 2 女性特有のがん検診につきましては、全国的にみて、受診率が低いことから実施されるもので、乳がんと子宮頸がんの検診のみが対象となっています。



Q 3 子宮体部も検査する場合はどうなるのでしょうか？

A 3 今回の女性特有のがん検診は子宮頸部のみが対象となっていることから、医師との相談で、体部も受診される場合には、その分だけ自己負担となります。各医療機関で定める検査料を自己負担していただくことになります。

Q 4 市で行っている乳がん、子宮がん検診は2年に1回となっていますが、昨年受診した場合でも受けられますか？

A 4 対象年齢となっている方であれば、昨年度受診した方でも受診できますが、医学的な観点から、受診間隔は2年に1回で十分だとされています。

Q 5 市内で受診できる医療機関は何か所ぐらいありますか？

A 5 対象者の方には、市が、がん検診を委託している実施医療機関で受診していただくことになります。

乳がん検診で 9 か所

子宮頸がん検診で 16 か所 となっております。



Q 6 この事業は来年度以降も続けるのですか？

A 6 この事業は、経済危機対策の子育て支援の一環として、女性特有のがん検診受診率向上策のために国（厚生労働省）からの補助を受けて行う事業です。今年で3年目となりますが、来年度以降実施するかどうかは、現時点では、未定です。

Q 7 クーポン券を受け取る前に函館市が行うがん検診を受診してしまいました，払ってしまった費用はどうなりますか？

A 7 対象年齢の方であれば，自己負担分を償還払い（払い戻し）します。  
今回の事業開始自体は，平成23年4月1日からとなっておりますので，4月1日から5月31日までの間に「函館市が行うがん検診」を受診した方には，受診時にお支払いになった自己負担分をお返しします。対象となる方には，7月頃に詳しい手続の案内をお送りしますので，しばらくお待ちください。  
この際，クーポン券や医療機関で発行した領収書等が必要になりますので，案内が届くまで大切に保管願います。  
なお，払い戻しの対象は，あくまでも「函館市が行うがん検診」を受診された方が対象なので，会社で行った検診を受診された場合や個人的に受診された場合は，払い戻しの対象にはなりません。

参 考：償還額

受診方法	受診科目	自己負担額
個別検診	乳がん検診	1,800円
	子宮頸がん検診	1,500円
集団検診 (東部保健事務所地域 対象)	乳がん検診	1,300円
	子宮頸がん検診	1,000円



Q 8 今年度になってから，クーポン券を受け取る前に受診してしまいました，クーポン券を使ってもう一度受診できますか？

A 8 クーポン券を使ってもう一度受診することは可能ですが，医学的観点から，同一年度に2回受診するメリットはないとされています。  
なお，クーポン券を使って再度受診した場合は，既にお支払いいただいた自己負担分の償還払い（払い戻し）はできません。

Q 9 函館市以外の住民はどうすればいいですか？  
(函館市民以外は受診できないのですか)

A 9 この事業は、  
国の基準に基づいて、市町村が主体となって実施する事業  
なので、函館市民以外の方につきましては、  
現在住んでいる市や町が発行するクーポン券を使用し、  
指定されている医療機関で受診することになります。  
詳しくは、お住いの市町村にお尋ねください。



Q10 どうやって受診すればいいですか？

A10 ご近所やかかりつけなど、ご自分が受診しやすい実施医療機関に、  
函館市の無料クーポン券を使って受診することを伝えて、必ず予約し  
受診してください。  
実施医療機関は、検診手帳やクーポン券の裏面に記載しています。  
受診の際には、クーポン券、印鑑、健康保険証のほか、運転免許証などの  
身分の証明となるものをお持ちください。



Q11 クーポン券をなくしましたが、どうすればいいでしょうか？

A11 身分を証明できるものを提示して、保健所に申し出ていただければ、  
再発行することとしております。



Q12 1か所で両方の検診を受けられますか？

A12 実施医療機関の中で、  
6か所の医療機関については、両方の検診を実施していますが、  
同時に受診できるかどうかについては、予約状況にもよりますので、  
各医療機関にお問い合わせください。

Q13 私は外国籍ですが、受診できますか？

A13 函館市に外国人登録していれば、クーポン券等をお送りしておりますので、  
それを使って受診していただけます。